

品川区大規模災害被災地に対する支援に関する条例に基づく支援本部設置要綱

制定 平成26年 7月11日 要綱第100号

改正 平成27年 4月 1日 要綱第552号

改正 平成30年 4月 1日 要綱第 14号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区大規模災害被災地に対する支援に関する条例（平成26年品川区条例第32号）第7条に基づき、大規模な災害により被害を受けた被災者および被災区市町村等（以下「被災者等」という。）を支援するため、支援本部（以下「本部」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1)被災者等への支援に係る情報収集および具体的支援策の検討ならびに実施に関すること。
- (2)被災者等への支援に係る連絡調整に関すること。
- (3)被災地の自治体への義援金の配分等に関すること。
- (4)その他被災者等への支援に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長および本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充て、本部を統括する。
- 3 本部長に事故があるときは、副区長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、副区長、教育長、各部長、教育次長のほか本部長が必要と認める職員をもって充てる。

(招集)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に本部長

が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。